

2014年 シーホッパー級 西日本選手権

- 第29回 西日本シーホッパー級選手権
 第23回 西日本シーホッパーSR級選手権
 西日本 シーホッパー級マスタークラスヨット選手権
 西日本 シーホッパーMR級ヨット選手権

帆走指示書 (Sailing Instructions)

(規則、フラッグ、時間、時刻、提出書類等は、注意喚起のため太字体で示す。)

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、**セーリング競技規則 2013~2016** (以下「競技規則：RSS」という) に定義された規則を適用する。ただし、本帆走指示書によって変更されたものを除く。
 1.2 **競技規則42** の違反に対しては **付則P** を適用する。
 1.3 **各クラス規則**を適用する。ただしセール番号と艇体番号は、同一でなくてもよい。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、運営本部に設置された公式掲示板に掲示する。
 この場合、音響1声とともに**L旗**を掲揚する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書 (以下「指示」という) の変更は、それが発効する当日の各クラスの予告信号**50分前**までに、公式掲示板に掲示する。但しレース日程の変更は、発効する前日の17:30迄に掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、クラブハウス2階の信号柱に掲揚する。
 4.2 陸上で回答旗が掲揚された場合、レース信号「回答旗」の中の「1分後」を「30分後」とする。
 4.3 **D旗**ならびに当該クラス旗が音響信号1声と共に掲揚された場合、「出艇を許可する」ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで、出艇してはならない。
 予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する。

5. レースの日程

5.1 レースの日程は次のとおりとする。

競技種目	スタート予告信号予定時刻	
	7月12日 (土)	7月13日 (日)
シーホッパー 級	第1レース 13:00	その日最初のレース 10:05
シーホッパー SR級、MR級	第1レース 13:05	その日最初のレース 10:10
	引続きレースを行う	引続きレースを行う

5.2 レース数

競技種目	レース数	7月12日(土) 予定数	7月13日(日) 予定数
全ての競技種目	6レース	3レース	3レース

予定されるレース数は、**6レース**とする。一日に行われる最大レース数は、**4レース**とする。

5.3 引き続きレースを行う場合、レースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を掲揚する少なくとも**5分以前に音響1声とともにオレンジ旗**を掲揚する。

5.4 最終日には、**16:00**より後に予告信号は発しない。

6. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

競技種目	クラス旗
シーホッパー級	シーホッパー旗
シーホッパー SR級	シーホッパーSR旗
シーホッパー MR級	シーホッパーSR旗

7. レース・エリア

レース・エリアは高松ヨット競技場沖レース海面 別添図A参照とする。

8. コース

8.1 別添図B レース・コース図 は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序および各マークの通過側を含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇に、最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

9. マーク

9.1 1,2,3,マークは、数字で1,2,3,と表示された**オレンジ色の三角ブイ**とする。

9.2 スタートライン・マークは、スタートライン上のスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にある**黄色の円筒形ブイ**とする。

9.3 フィニッシング・マークは、フィニッシング・ライン上のレース委員会艇と**黄色の円筒形ブイ**とする。

10. スタート

10.1 スタートラインは、レース委員会の信号艇に掲げた**オレンジ旗と黄色の円筒形ブイ**間とする。

10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタートラインからおおむね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。

10.3 スタート信号後**4分**より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは **付則 A4** および **A5** を変更している。

10.4 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるためレース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも**第一代表旗**を掲揚する場合がある。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う**第一代表旗**の掲揚・降下については、**競技規則レース信号**「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。これは **競技規則レース信号** および**競技規則29.2** 変更している。

11. 黒色旗規則適用に伴う掲示

競技規則30.3「黒色旗規則」が適用されたレースにおいて、ゼネラル・リコール信号が発せられた場合、またはレースがスタート信号後中止となった場合には、**黒色旗規則**に違反した艇のセール番号をレース委員会の信号艇の後部に掲示される。

12. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークがまだ設置されていなくても先頭艇が新しいレグをはじめる前に、新しいコンパス方位を口頭にて指示し、反復音響信号を発する。ただし、レグが短縮もしくは延期される場合においても「一」もしくは「+」の掲示は行わない。

13. フィニッシュ

フィニッシング・ラインは、ポートの端のフィニッシング・マーク上の青色旗を掲げたポールと、スターボードの端のフィニッシング・黄色円筒形マーク（コース側）間とする。ただし、**競技規則 32.2**（コースの短縮）を適用する場合を除く。

14. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後 **20 分以内**にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった (DNF)」と記録される。

これは **競技規則 35、付則A4 および 付則A5** を変更している。

15. スタート後の短縮または中止

15.1 レース委員会は **競技規則32** に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後、概ね**30分以内**に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレースを中止することができる。

またスタート後、概ね**60分以内**にレースが終了しそうにない場合、コースを短縮またはレースを中止することができる。これは **競技規則32.1** を変更している。

15.2 指示**15.1**に示す時間どおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは **競技規則 62.1(a)** を変更している。

15.3 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を競技艇に知らせるために、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも**N旗、N旗+A旗**あるいは**N旗+H旗**を掲揚することがある。ただし、レース委員会の信号艇以外の当該レース委員会艇が行う**N旗**の掲揚・降下については、**競技規則レース信号**「予告信号は降下の1分後に発する。」の意味は持たないものとし、また音響の無声も無視されるものとする。

これは **競技規則レース信号** および **競技規則32.1** を変更している。

16. 抗議と救済要求

16.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、運営本部で入手できる用紙に記入のうえ、運営本部に提出しなければならない。

16.2 抗議締切時刻は、その日の当該種目の最終レース終了後、**60分**とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。抗議締切時刻は公式掲示板に掲示する。

16.3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議を **競技規則61.1(b)** に基づき艇に伝えるために、当該委員会は抗議の公示を掲示する。

16.4 指示**1.2**に基づき **競技規則42** 違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧を掲示する。

16.5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後**30分以内**に公式掲示板に掲示する。

16.6 指示 **10.2、18、19.1、20.1、22** および **23**の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは **競技規則60.1(a)** を変更している。

これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することが出来る。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語はDPIである。

- 16.7 各クラス規則の違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合には、失格より軽減することが出来る。この指示に基づく裁量のペナルティーに対する得点の略語はDPIである。
- 16.8 競技規則66 に基づく審問再開は、判決を通告されてから15分以内とする。
これは 競技規則66 を変更している。
- 16.9 プロテスト委員会の判決に対する救済要求は、判決の掲示から 15分以内でなければならない。
これは 競技規則62.2 を変更している。

17. 得点

- 17.1 付則 A4 の低得点方式を適用する。
- 17.2 本大会は、各競技種目とも6レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。
- 17.3 4レース未満しか完了できなかった場合、艇の得点は、全てのレースの得点の合計とする。
4レース以上完了した場合、艇の得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。
- 17.4 指示18 の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしにPTPと記録し、確定順位+3点の得点を与える。
ただし、当該種目参加艇数+1点を上回らない。これは 競技規則63.1、付則A4 および付則A5 を変更している。
なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示18.1の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指示18.2および指示18.4の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティーを課す。
- 17.5 参加艇数とは、当該競技種目に参加申込を完了した艇の数とする。

18. 申告

- 18.1 出艇申告：
出艇申告は署名方式で行う。署名用紙は、その日のレースが予定されているクラスについて、運営本部に用意される。
出艇申告した艇で、当日の出艇を取り消す艇の艇長またはその代理人は、上記時間内に運営本部で出艇申告の取り消しを申告しなければならない。
- 18.2 帰着申告：
帰着申告は艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）の署名をもって行う。帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに運営本部に用意される署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該種目のレース終了後（引き続きレースが行われた場合は、そのレース終了後）60分間用意する。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。
- 18.3 レースの中止または延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、出艇前に指示18.1に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 18.4 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、速やかにレース海面を離れリタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝えなければならない。やむを得ずレース委員会艇にその旨を伝えることができなかった場合は、リタイア報告書にその理由を記入しなければならない。
艇長（レース委員会が正当な理由があると認めた場合は、その代理人）は、帰着後直ちに指示18.2の帰着申告を行ったうえ、リタイア報告書を運営本部に提出しなければならない。

19. 安全規定

- 19.1 艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具（ライフジャケット：自分の体重を支えるのに十分な浮力があるもの）を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携わる短時間の場合には、この限りでない。
これは、**競技規則第4章前文及び40**を変更している。
ガス膨張型救命胴衣の使用は認めない。
- 19.2 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対しリタイア勧告及び強制的に救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。
これは **競技規則 62.1 (a)**を変更している。
- 19.3 艇は、自らの安全のみを目的とした常識的に適当な大きさの浮力体をマスト・トップ付近に取り付けることができる。この浮力体のレース中における損傷または紛失は抗議の対象とはならない。これは **競技規則 60.1 (a)** を変更している。またその交換は **指示 20.1** に示すレース委員会の承認を要しない。

20. 装備の交換

- 20.1 損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしには許可されない。
装備の交換要請は、最初の妥当な機会に文書にてレース委員会に提出しなければならない。
- 20.2 艇または装備がクラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するために、いつでも検査されることがある。
- 20.3 アンカー、アンカーロープ及びパドルについては搭載を任意とする。

21. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会艇： 特別な旗は掲揚しない。

プロテスト委員会艇： **紺色旗** を掲揚

22. 支援艇

- 22.1 支援艇は、運営本部においてレース委員会の許可を受けることにより使用できる。
- 22.2 支援艇は、出艇してから帰着するまでの間、常にレース委員会が要請する行動支援に答えなければならない。
- 22.3 支援艇の出艇・帰着は艇長が運営本部において**支援艇出艇・帰着申告書**に署名しなければならない。支援艇の出艇申告は各レース日の最初にスタートするクラスの予告信号予定時刻**60分前**から受け付ける。なお**D旗**が掲揚されていない場合、支援艇も離岸してはならない。帰着申告は当日の最終レース終了後**60分以内**に行わなければならない。
- 22.4 支援艇は、レース艇、レース委員会艇およびプロテスト委員会艇を妨げてはならない。また最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。
- 22.5 支援艇は、「引き続きレースが行われる場合は、各レース終了後」、艇がレースをしているエリアの外側での「**競技者への飲食物の授受支援に限り許可する**」。
「レース進行に影響を及ぼさぬ様、速やかに済ませなければならない」。
「**その他の物品の授受や艇の曳航等の支援行為を行ってはならない**」。
ただし、レース委員会からの要請に基づく場合はこの限りではない。
天候等の状況によりレース委員会から各支援艇へ、艇に対する救助要請等を行う場合がある。

22.6 支援艇は、レース委員会の無線通話を傍受してはならない。

22.7 支援艇は、レース委員会へ届け出た電話番号の携帯電話を必ず所有しておくこと。

22.8 指示22 に違反またはレース委員会艇の指示に従わなかった支援艇は、以後出艇が許可されないほか当該支援艇に関わる艇についても、レース委員会またはプロテスト委員会から抗議されることがあり、審問において当該支援艇の違反が認定されればプロテスト委員会の裁量によるペナルティー（DPI）が艇に課せられることがある。

23. 無線通信

緊急事態を除き、艇は、海上において無線の送受信を行ってはならない。この制限は携帯電話およびGPSにも適用する。

24. 賞

各競技種目別に 1 位から 3 位を表彰する。（参加艇数が 3 艇以下の場合は 1 位のみを表彰）

25. 責任の否認

本体会は競技者が自分自身の責任（競技規則 4「レースをすることの決定」参照）において参加することが条件であることから主催団体は、大会前、大会中または大会後に生じた物的損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

26. 保険の加入

競技者は、スポーツ安全保険等の傷害保険（賠償保険を含む）に加入済みであること。

別添図A： レース・エリア



別添図B：レース・コース図

コース

スタート→1→2→3→1→3→フィニッシュ

